

実習生の受入れにおけるQ&A

【2017年2月2日版】

カテゴリー	Q.	A.
書類提出 (実習受入れ要綱適用)の対象	感染対策に関する書類提出の対象となる実習期間に定めはありますか？	実習委託者(養成機関等の団体)から実習受入れの依頼をいただいているものは、期間に関わらず、全てが対象となります。
必要書類	B型肝炎についても予防接種歴の根拠書類の提出は必須ですか？	「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」の中でアンケートに近い形で予防接種歴の記入を求めていますので、根拠書類の提出までは必要ありません。
	書類の提出単位はどうすればよいですか？	基本的に、実習ごとに提出してください。 (実習単位での提出が難しい場合は、別途ご相談ください。)
	在学中に年度をまたいで何度も実習に来る場合は、提出方法をどのようにすればよいですか？	前回提出したデータを転記して再提出いただくか、該当箇所(実習名等)のみ訂正し、前回提出分の写しを提出してください。尚、過年度に記載事項を証明するに足る書類(根拠書類)をご提出いただいている場合に限り、根拠書類の添付までは必要ございません。
受入れの要件	予防接種は必須なのですか？	必須ではありませんが、感染管理の観点から、 当センターの基準を「満たさない」場合には実習の一部または全部を制限することがあります。 書類の提出は必須ですが、 やむを得ず予防接種ができないまたは予防接種を拒否する場合には理由を必ず明記してください。
	「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」に添付する根拠書類とは具体的にどのようなものを指しますか？	検査結果の写し、医療機関が発行する予防接種証明書(形式は任意)、母子健康手帳の写しなどです。
	「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」の『地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの基準を満たす』場合とはどのような場合ですか？	それぞれの流行性ウイルス性疾患について、抗体検査をして抗体価が『十分な抗体価の基準』を満たす場合または少なくとも1ヶ月以上あけて計2回の予防接種歴がある場合です。
	当センターの基準を「満たさない」理由が記載されている場合、実習の制限についてどのように判断されるのですか？	実習予定者の体質、実習の内容、感染症の流行状況などを考慮し、個別に判断することになります。
	引率者についても、「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」、検査結果の写しまたは予防接種歴の根拠書類及び「抗体検査及びワクチン接種状況調査書の提出について」が提出対象とありますが、書類を提出や挨拶をするのみ等、実習の現場に行かない場合でも提出しなければなりませんか？ また、引率者が実習受入れの依頼時に決定していない場合はどのようにすればよいですか？	感染管理の観点から、引率者未定の場合でも、引率する可能性のある全ての教職員等の方にご提出をお願いしております。 実習の現場に行かないことが明らかな場合には、「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」の「満たさない」を丸で囲み、その旨を理由欄に記載いただければ、可とさせていただきます。「抗体検査及びワクチン接種状況調査書の提出について」は「×」としてください。 ただし、この場合、事故等が起きた場合でも、実習の現場に一切立ち入ることはできません。
書類の確認	「地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの基準を満たす」かどうかの確認は主に誰がどのように行うのですか？	実習委託者の方々をお願いしております。「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」及び検査・予防接種の結果(根拠書類)を実習生及び引率予定者全員分をとりまとめ、基準を満たすかどうかを確認していただいた上で、「抗体検査及びワクチン接種状況調査書の提出について」を作成し、提出していただきます。
検査・予防接種の費用負担	予防接種にかかる費用は負担してもらえるのですか？	当センターは費用負担しません。